

# 私立学校法の改正について

私立学校法の改正に係る説明会  
令和6年2月14日、15日

神奈川県  
福祉子どもみらい局  
子どもみらい部  
私学振興課

## 規模に応じた区分について

	要件①	区分
大臣所轄学校法人	該当	大臣所轄学校法人等
知事所轄学校法人		

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（１）かつ（２）を満たすこととする予定

- （１）収入（※１）10億円又は負債20億円以上
- （２）3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること（※２）

※１ 事業活動及び収益事業による経常的な収入の額（計算方法は施行規則で定める予定）

※２ 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等

	要件②	常勤監事の設置
大臣所轄学校法人等	該当	義務
	非該当	任意

【要件②】 常勤監事の設置を義務とする基準については、収入（※１）100億円又は負債200億円以上とする予定

# **(1) 総論**

---

# 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

## 概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

## 1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

### ① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。 (第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。 (第37条関係)

### ② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。 (第31条、第45条、第46条、第48条関係)

### ③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。 (第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。 (第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。 (第33条、第67条、第140条関係)

### ④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。 (第80条～第87条、第144条関係)

## 2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。 (第150条関係)

## 3. その他

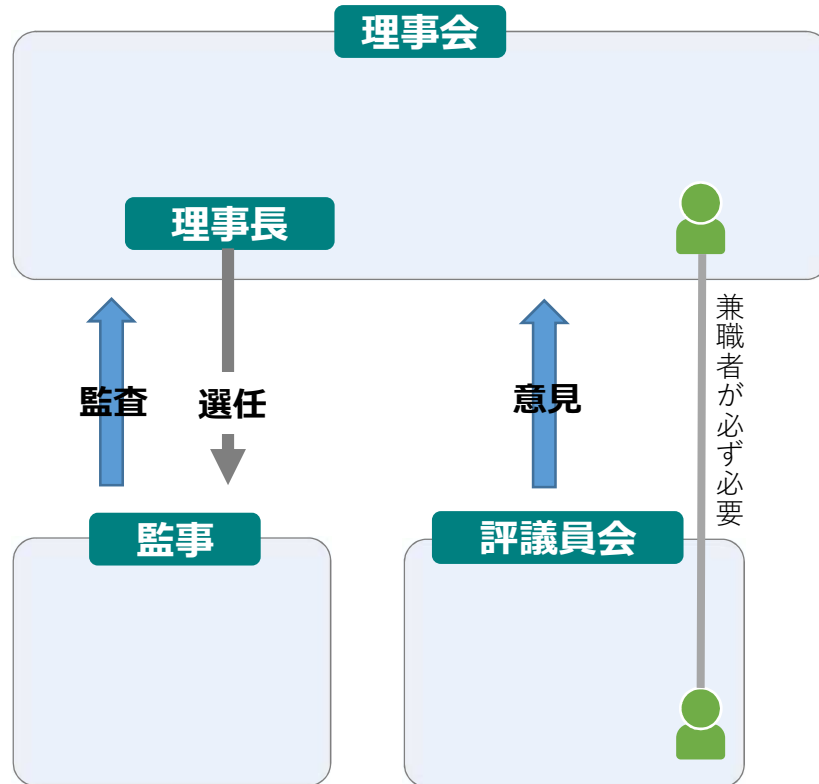
- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。 (第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。 (第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。 (第157条～第162条関係)

## 施行日・経過措置

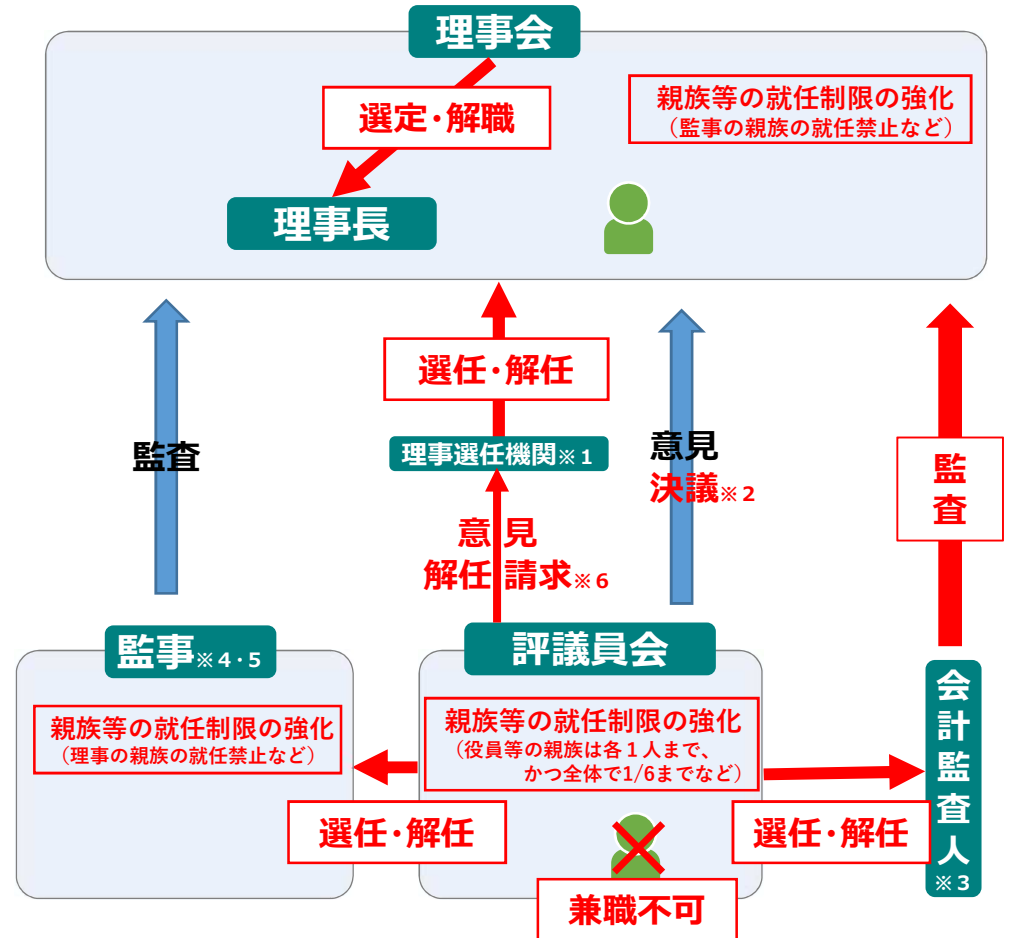
令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

# 学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

現行



改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

# 私立学校法改正に係る基本的な考え方

## 1. ガバナンス改革の目的

ガバナンス改革は、学校法人自らが主体性をもって行わなければならない。

ガバナンス改革は「手段」にすぎず、それ自体が「目的」ではない。

ガバナンス改革は、私学助成や基金などの他の政策手段とあいまって、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である。

## 2. 理事会と評議員会の権限関係

今回の改正では、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」という基本的な枠組みは維持する。

その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることとしている。

# 私立学校法改正に係る基本的な考え方

## 3. 「対立」ではなく「協働」

今回の改正においては、執行(理事会)と監視・監督(評議員等)の役割を分離することを基本的な考えとしているが、理事会と評議員会が対立してしまうことは望ましくない。

理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものである。

## 4. 不祥事を防止する複層的な仕組み

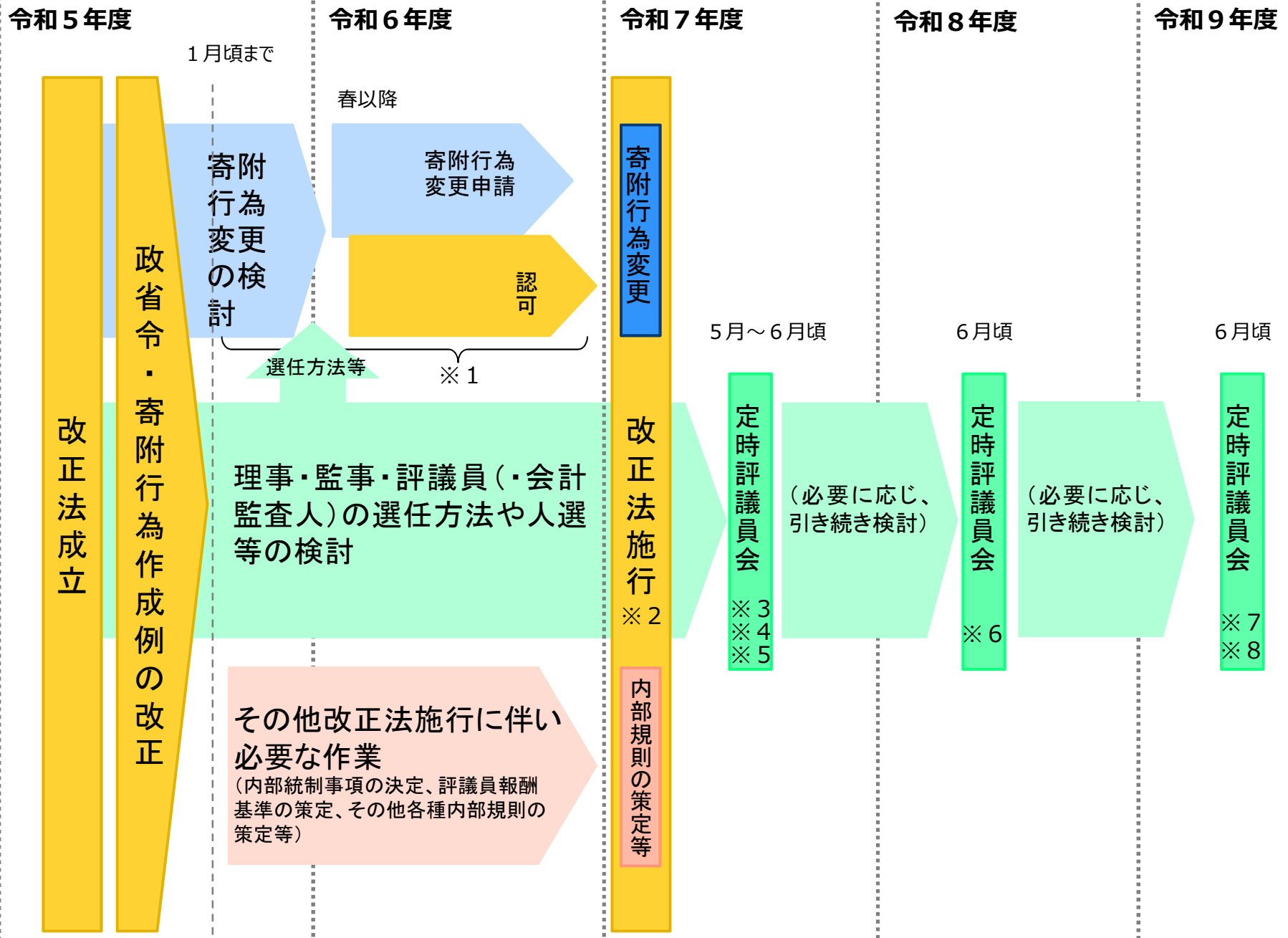
今回の改正では、不祥事を防止する仕組みとして、人事上の仕組みのほか、不正等の防止や緊急措置の仕組みを整備している。

人事は適材適所の観点から、不正等の防止は危機管理の観点から、それぞれ運用されることとなる。

## **(2) 全体スケジュール**



# 私立学校法改正全体スケジュール



- ※1 神奈川県による寄附行為作成例の改正の後、令和6年度1年間かけて、寄附行為変更の申請、認可のプロセスとなる。
- ※2 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期については、22ページを参照。
- ※3 改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件(18ページ参照)への対応は、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに行う。
- ※4 理事と評議員の兼職者については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を境に、「必須」から「禁止」に変わるため、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を、兼職者の兼職解消のタイミングにする必要がある。
- ※5 会計監査人の設置が義務となる大臣所轄学校法人等については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに選任する。
- ※6 大臣所轄学校法人等については、評議員構成等に関する経過措置が、令和8年度の最初の定時評議員会終結の時ですべて終了する(19ページ参照)ため、必要がある場合には、令和8年度の最初の定時評議員会終結の時までに評議員の選解任等の対応を行う。
- ※7 大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、評議員構成等に関する経過措置が、令和9年度の最初の定時評議員会終結の時ですべて終了する(19ページ参照)ため、必要がある場合には、令和9年度の最初の定時評議員会終結の時までに評議員の選解任等の対応を行う。
- ※8 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期については、最長でも令和9年度の最初の定時評議員会終結の時までとなる(22ページ参照)。

# (3) 改正のポイント

# 主な改正のポイント①

## 1. 役員等の選解任手続き等について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が選任する</u> （30Ⅰ） （理事選任機関が評議員会以外の場合は、 <u>評議員会の意見聴取を必須</u> （30Ⅱ））
理事の解任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が解任する</u> （33Ⅰ） （評議員会による解任の求め（33Ⅱ）、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする（33Ⅲ））
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会が選定（・解職）する</u> （37Ⅰ）
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する	<u>評議員会の決議によって選任する</u> （45Ⅰ） （理事による監事の選任議案の提出には、監事の過半数の同意が必要（49Ⅰ））
監事の解任	寄附行為の定めによる	<u>評議員会の決議によって解任する</u> （48Ⅰ） （評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする（48Ⅱ））
役員等の任期	寄附行為の定めによる	寄附行為で定める期間以内に終了する <u>最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする</u> （寄附行為で定める期間は理事4年、 <u>監事・評議員6年を上限とし、理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする</u> ）（32Ⅰ・Ⅱ、47Ⅰ、63Ⅰ）

## 主な改正のポイント②

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

### 2. 役員等の兼職の制限等について

	改正前	改正後
兼職の制限	監事は理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須	監事は理事・評議員・職員・ <u>子法人役員（監事、監査役等を除く）</u> ・ <u>子法人職員と兼職禁止</u> （31Ⅲ、46Ⅱ） <u>理事と評議員の兼職禁止</u> （31Ⅲ）
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要	理事を超える数が必要（18Ⅲ）

### 3. 役員等の構成の要件等について

	改正前	改正後
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない	各役員についての制限を強化するとともに、 <u>評議員についても近親者等の制限を設ける</u> （31Ⅵ・Ⅶ、46Ⅲ、62Ⅳ・Ⅴ③）
職員である評議員	1人以上必要	1人以上必要（62Ⅲ①） 評議員の総数の <u>1 / 3</u> まで（62Ⅴ①）
理事・理事会が選任した評議員	制限無し	評議員の総数の <u>1 / 2</u> まで（62Ⅴ②）
外部理事	1人以上必要	1人以上必要（31Ⅳ②） 大臣所轄学校法人等は、 <u>2名以上必要</u> （146Ⅰ）

## 理事・理事会の改正のポイント

		現行	改正後
理事会	位置付け	基本的に意思決定・執行機関	基本的に意思決定・執行機関
	主な職務等	①学校法人の業務等の決定 ②理事の職務の執行監督	①学校法人の業務等の決定 (36Ⅱ①) ②理事の職務の執行監督 (36Ⅱ②)
理事	基本的資格	なし	<u>私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者 (30Ⅰ)</u>
	定数	5人以上	5人以上 (18Ⅲ)
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする (寄附行為で定める期間は4年まで) (32Ⅰ)</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>理事選任機関が選解任 (選任の際あらかじめ評議員会の意見聴取が必要) (30Ⅰ・Ⅱ、33Ⅰ)</u>
	主な構成の要件	①設置する学校の校長を含む ②評議員を含む ③外部理事を含む ④各役員の親族は各1人まで	①設置する学校の校長を含む (31Ⅳ①) ②外部理事を含む (大臣所轄学校法人等においては2人以上) (31Ⅳ②、146Ⅰ) ③他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ) ④他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えないこと (31Ⅶ)
	その他		<u>理事会において、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事を選定 (・解職) (37Ⅰ～Ⅳ)</u> <u>理事会への職務報告義務 (年2回以上、大臣所轄学校法人等は年4回以上) (39Ⅰ、146Ⅱ) 14</u>

# 監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
監事	基本的資格	なし	<u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者（45 I）</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見	①～⑤は現行と同様（52①、53 I、56 I・II、57、58 I） ⑥理事会、 <u>評議員会への出席、意見（55）</u> ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査（54） ※子法人に対する調査権を明記（53 II）
	定数	2人以上	2人以上（18 III）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（47 I）</u>
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任	<u>評議員会の決議（45 I、48 I）</u>
	主な構成の要件	①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止（通知事項）	①理事、評議員、学校法人の職員、 <u>子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員との兼職禁止（31 III、46 II）</u> ② <u>1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46 III）</u>
	その他		<u>一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化（145 I）15</u>

# 評議員・評議員会の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
評議員会	位置付け	基本的に諮問機関	基本的に諮問機関だが、 <u>監視・牽制機能等を強化</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、役員の仕事の執行状況等について、意見、諮問への答申	①は現行と同様（ただし、 <u>大臣所轄学校法人等における解散、合併、重要な寄附行為変更については、決議</u> ）（66Ⅱ①・②、36Ⅳ、150） ③ <u>理事選任機関に対する理事選任に関する意見</u> （30Ⅱ） ④ <u>監事、会計監査人の選解任</u> （45Ⅰ、48Ⅰ、80Ⅰ、83Ⅰ） ⑤ <u>監事に対する理事の不正行為等の差止めの求め</u> （67Ⅰ） ⑥ <u>理事選任機関に対する理事の解任の求め</u> （33Ⅱ）
評議員	基本的資格	なし	<u>当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者</u> （61Ⅰ）
	定数	理事の2倍を超える数	<u>理事を超える数</u> （18Ⅲ）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）</u> （63Ⅰ）
	理事との兼職	可能（1人以上必須）	<u>不可</u> （31Ⅲ）
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為の定めるところ</u> （61Ⅰ、64）
	主な構成の要件	①職員を含む ②25歳以上の卒業生を含む	①、②は現行と同様（ただし、①は <u>評議員の総数の1/3まで</u> ）（62Ⅲ、62Ⅴ①） ③ <u>他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと</u> （62Ⅳ） ④ <u>理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えていないこと</u> （62Ⅴ②） ⑤ <u>理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えていないこと</u> （62Ⅴ③）



# **(4) 理事・監事・評議員 の構成に関する要件等**

# 改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の構成に関する要件

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 理事

- (1) 監事、評議員との兼職禁止 (31Ⅲ)
- (2) 設置する学校の校長を含むこと (31Ⅳ①)
- (3) 外部理事を含むこと (31Ⅳ②) (大臣所轄学校法人は2人以上 (146Ⅰ) )
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ)
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の  $1 / 3$  を超えていないこと (31Ⅶ) 等

## 監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員 (監事、監査役等を除く) との兼職禁止 (46Ⅱ)
- (7) 他の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46Ⅲ) 等

## 評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止 (31Ⅲ、46Ⅱ)
- (9) 職員を含むこと (62Ⅲ①)
- (10) 25歳以上の卒業生 ( (9) を除く) を含むこと (62Ⅲ②)
- (11) 他の2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (62Ⅳ)
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の  $1 / 3$  を超えていないこと (62Ⅴ①)
- (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の  $1 / 2$  を超えていないこと (62Ⅴ②)
- (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の  $1 / 6$  (経過措置期間中は  $1 / 3$ ) を超えていないこと (62Ⅴ③) 等

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

# 評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

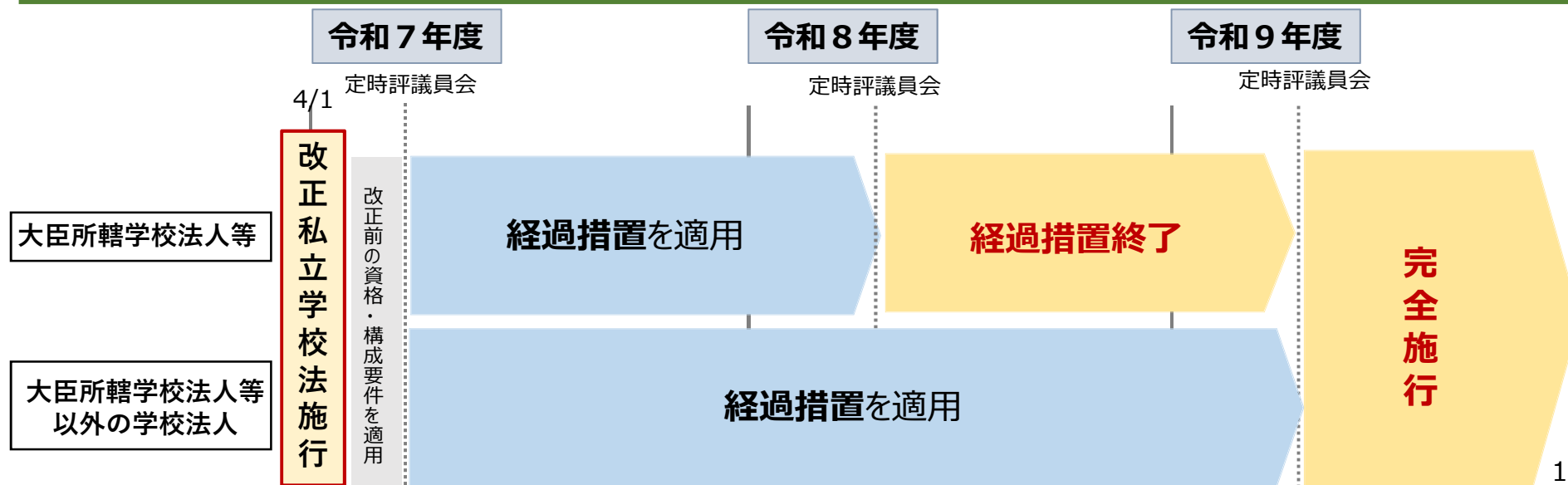
## 経過措置

## 経過措置を設定

※ 括弧の数字は25ページの括弧の数字と連動

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

- ◆ 大臣所轄学校法人等については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。  
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。



# (5) 任期・選任手続き等

## 改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

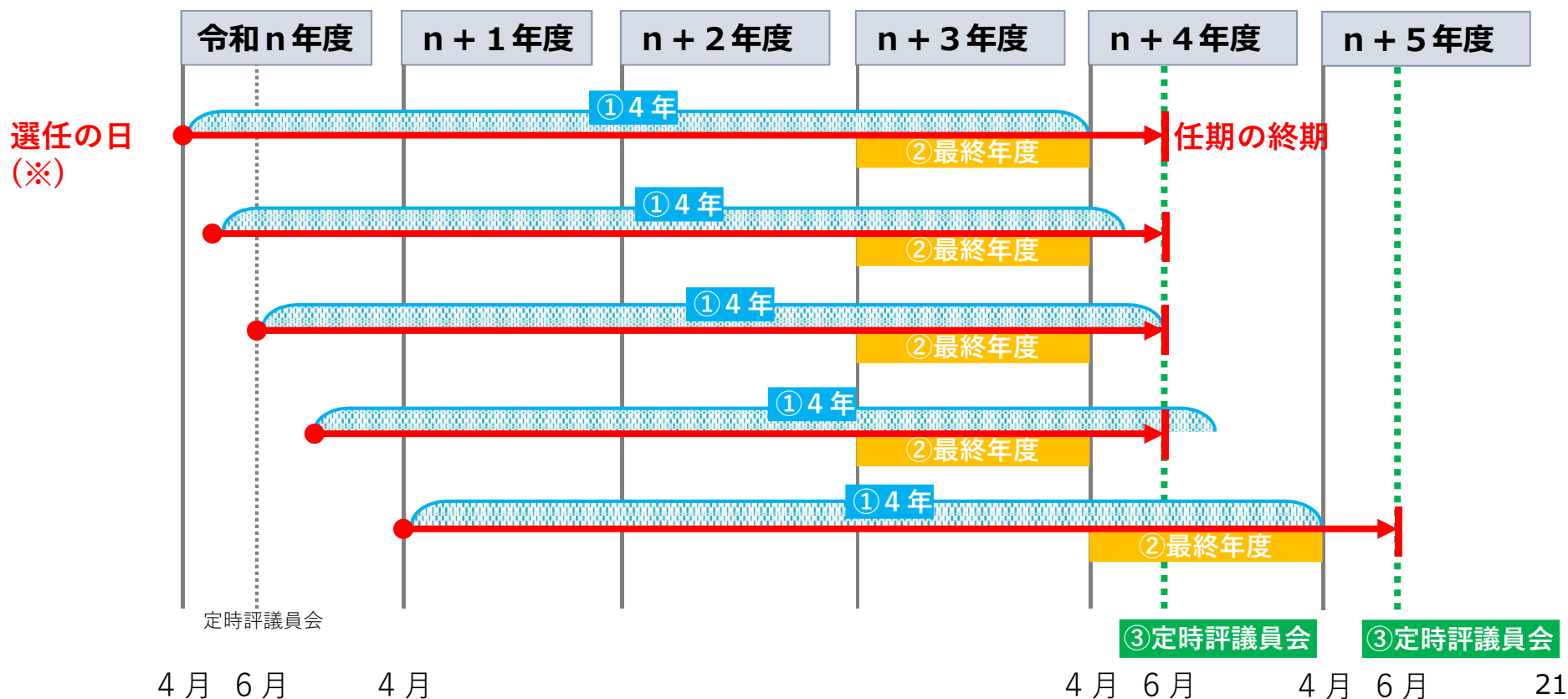
理事・監事・評議員は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」を任期の終期に固定。

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

（１）任期は、選任後寄附行為で定める期間① 以内に終了する会計年度のうち最終のもの② に関する定時評議員会の終結の時③ まで

（２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】（※）選任の日とは任期の開始日を指す。



# 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

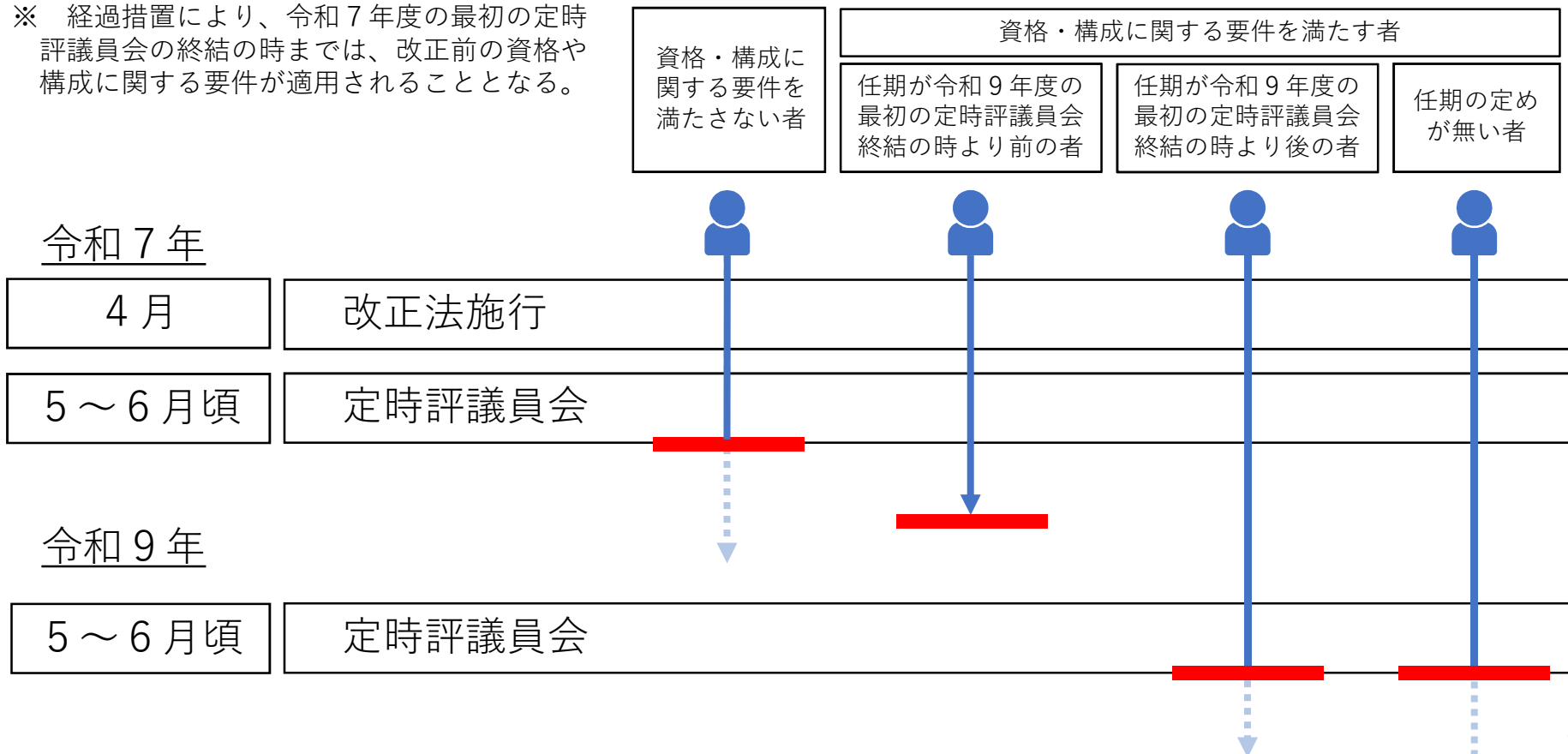
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件（改正後の法第31条、第46条、第62条の規定）を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。（※）

※ 経過措置により、令和７年度の最初の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。

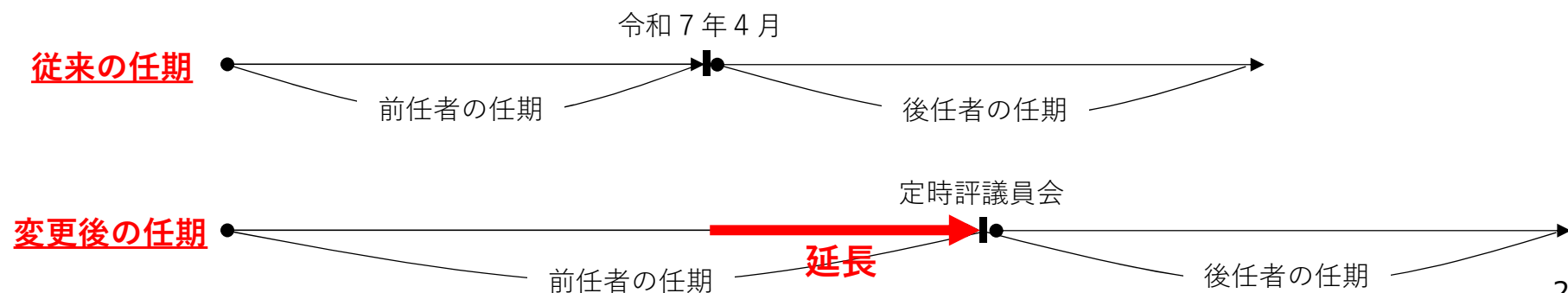


## 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期に関する留意点

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期が令和7年4月1日までなど改正法施行時期と近接している場合、以下のような課題がある。

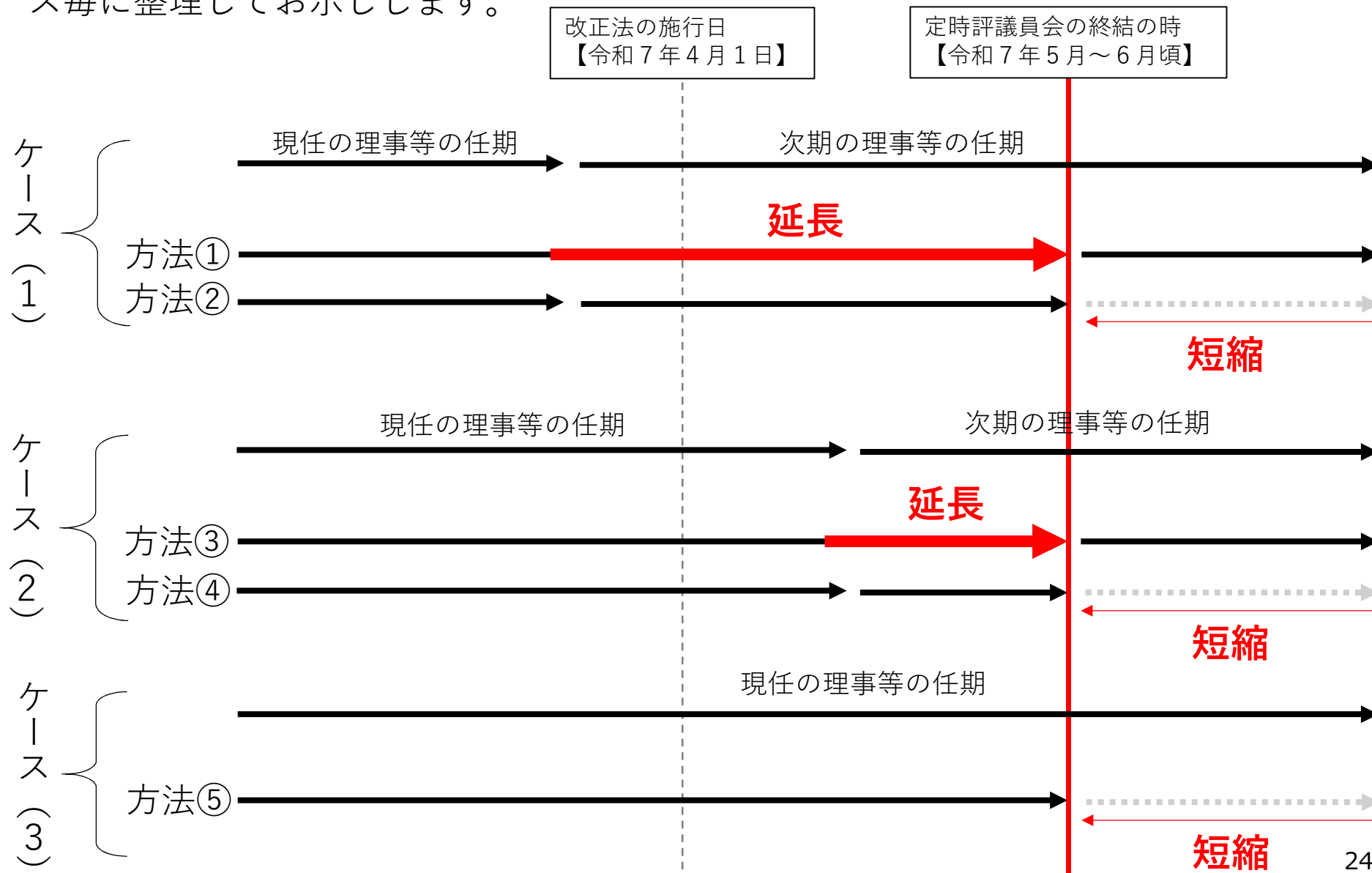
- 令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時までは改正前の資格や構成の要件が適用され、その後は改正後の資格や構成の要件が適用されるため、特に、理事と評議員の兼職必須・兼職禁止がそのタイミングを境に変わることとなり、短期間で再度選任・解任を行う必要が生じる。
- 後任の理事・監事・評議員の選任行為は、令和7年3月31日以前に行うことが考えられるが、旧制度下の選任方法により選任された理事・監事・評議員が新制度下から就任することは適当ではない（特に、理事選任機関の概念が導入されること、監事については「理事長による選任」から「評議員会による選任」に変わることなど）。

寄附行為の改正において、例えば、「令和7年3月○日に在任する理事、監事、評議員の任期は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時まで延長する」旨の附則規定を設けることにより、これらの課題を解消することが可能。



## 【参考】 理事・監事・評議員の任期の延長・短縮の具体的な方法と留意点

理事・監事・評議員の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時までに変更するための具体的な方法とそれぞれにおける留意点について、想定されるケース毎に整理してお示しします。





## ケース（１）

：令和 7 年 3 月 31 日までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

### 方法①：現在の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

#### 【留意点】

- ・ b の場合、現在の理事等の任期が終了するまでに寄附行為の附則を施行する必要がある（その際、私立学校法改正に係る寄附行為変更の認可を受ける日より前に現在の理事等の任期が終了する場合には、私立学校法改正に係る寄附行為変更の中で措置するのでは間に合わなくなるため、別途間に合うように寄附行為変更認可申請を行う必要がある）。

### 方法②：次期の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

#### 【留意点】

- ・ いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、選任までの間に寄附行為変更を行っておくか、任期が短くなる可能性がある旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・ b の場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和 7 年 4 月 1 日までに施行する必要がある。

## ケース（２）

：令和７年４月１日から令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

### 方法③：現在の理事等の任期を令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

#### 【留意点】

- ・ bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和７年４月１日までに施行する必要がある。

### 方法④：次期の理事等の任期を令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

※制度改正後は、理事等の任期を特例的に短縮したり延長したりすることは原則として不可能。

#### 【留意点】

- ・ 理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期が短くなる旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。

## ケース（3）

：令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時以降に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

### 方法⑤：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

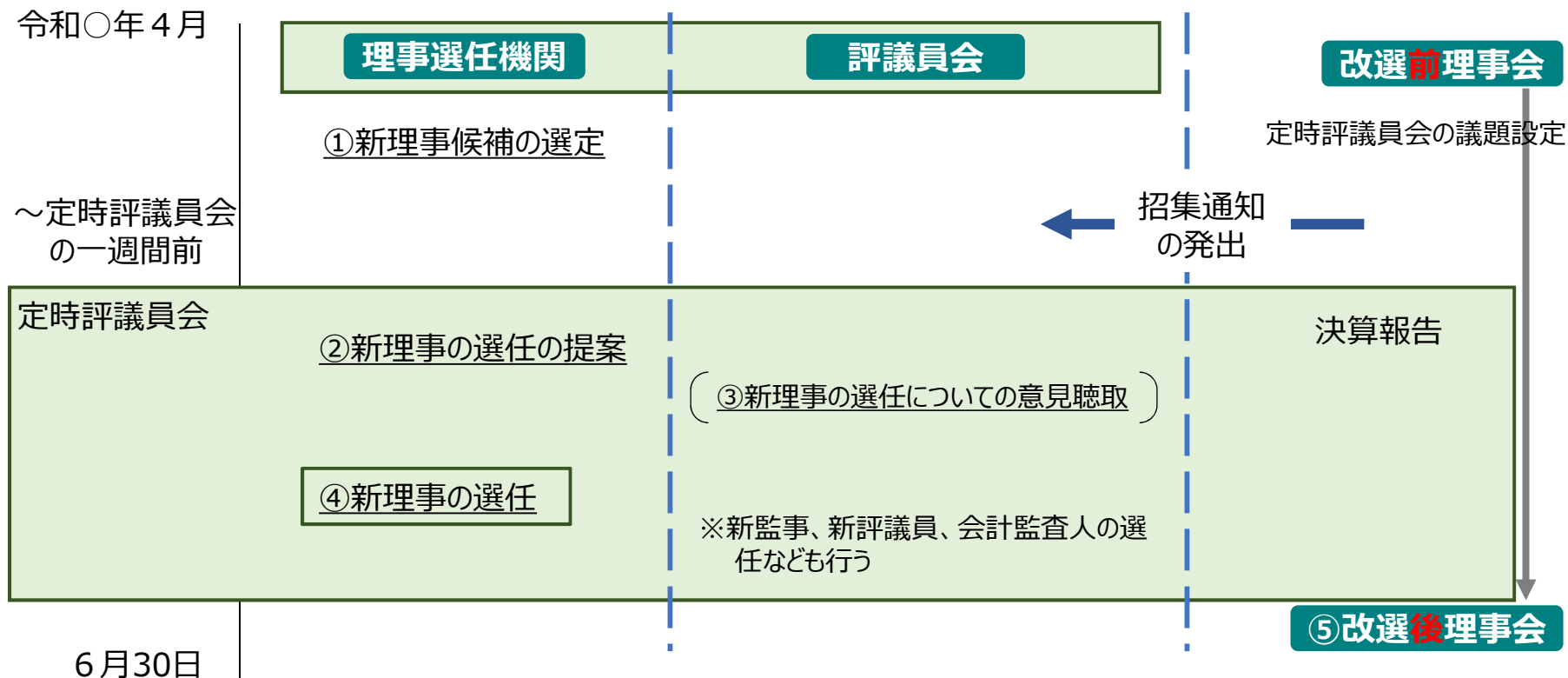
- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

#### 【留意点】

- ・いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

# 理事の選任手続きの流れと注意点について①

## 理事選任機関が評議員会の場合の例



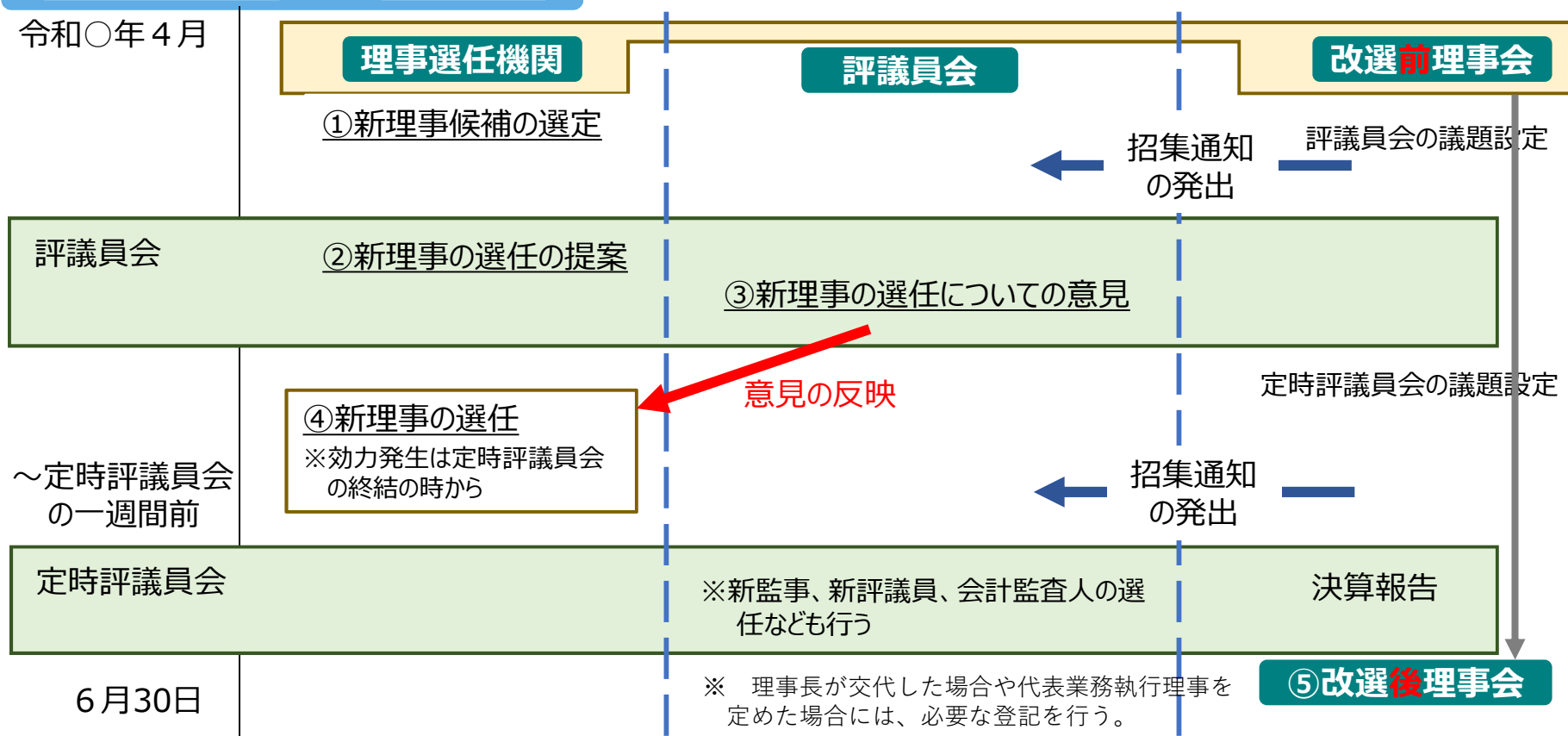
※ 理事長が交代した場合や代表業務執行理事を定めた場合には、必要な登記を行う。

### <具体的な流れ>

- ① 新理事候補の選定を行う。  
※ 事前の案の作成を担うのは誰でも構わないが、あらかじめ理事選任機関である評議員会の一定の了解を得ておくと、定時評議員会以降の対応がスムーズとなると思われる。
- ② 定時評議員会において、新理事の選任の提案を行い、評議員会（＝理事選任機関）の了解を得る。
- ③ 評議員会＝理事選任機関であるため、評議員会の意見聴取は不要。
- ④ 評議員会（＝理事選任機関）において、新理事が選任される。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

## 理事の選任手続きの流れと注意点について②

### 理事選任機関が理事会の場合の例



#### <具体的な流れ>

- ① 理事会（＝理事選任機関）において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事会（＝理事選任機関）において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

※ 仮に、②③の作業を定時評議員会で行い、定時評議員会終了後すぐに理事会において新理事の選任を行うこととした場合、

・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること

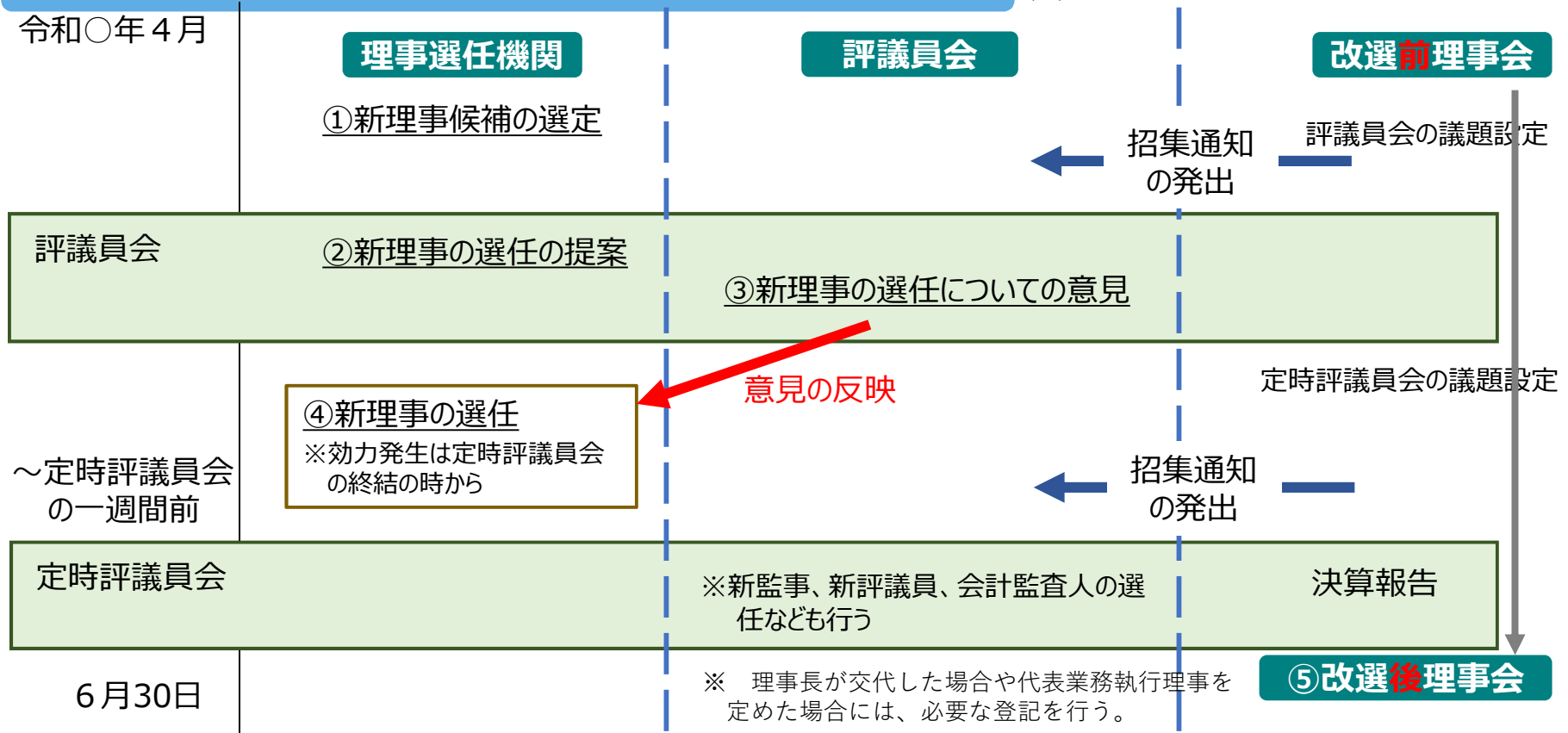
・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、新理事を選任する理事会の構成員が不在となってしまうこと

などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。

# 理事の選任手続きの流れと注意点について③

## 理事選任機関が第三者を含む選考委員会（※）方式の場合の例

（※）理事〇人、評議員〇人、学外者〇人で構成するなど



### <具体的な流れ>

- ① 理事選任機関において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事選任機関において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

※ 仮に、②③の作業を定時評議員会で行い、定時評議員会終了後すぐに理事選任機関において新理事の選任を行うこととした場合、  
 ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること  
 ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、理事が理事選任機関の構成員になっている場合、その者の理事としての身分がなくなってしまう可能性があること

などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。30

# 理事・監事・評議員の選任の流れプロセス（具体的な変更イメージの例）

改正後は、理事等の任期の終期が「定時評議員会の終結の時」までとなることから、理事等を時期をずらして選任をしていたような学校法人については、例えば以下の例のように選任方法を工夫する必要が生じる。

## 改正前

- 1 2月 ①評議員選考会議 発足
- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ・役員<br>の互選<br>：○名      | ・理事<br>長の<br>指名<br>：○名 |
| ・学長、<br>各学<br>部長       | ・職員<br>の互<br>選：○<br>名  |
| ・評議<br>員の<br>互選<br>：○名 | ・同窓<br>会の<br>互選<br>：○名 |
- 1月 ②評議員選考会議による評議員の選任  
③評議員会 発足
- 2月 ④評議員の互選により、役員選考会議  
メンバーの選出
- 3月 ⑤役員選考会議 発足  
⑥役員選考会議による理事長、理事、  
監事候補者の選考
- 4月 ⑦評議員会による理事長、理事、監事  
の選任  
⑧理事会 発足

## 改正後

- 3月 ①評議員選考会議 発足
- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ・役員<br>の互選<br>：○名      | ・理事<br>長の<br>指名<br>：○名 |
| ・学長、<br>各学<br>部長       | ・職員<br>の互<br>選：○<br>名  |
| ・評議<br>員の<br>互選<br>：○名 | ・同窓<br>会の<br>互選<br>：○名 |
- 4月 ②評議員選考会議による評議員の選任  
※この時点では選任するのみとし、評議員の任期  
のスタートは定時評議員会終結の時とする。
- 5月 ③【次期】評議員の互選により、役員  
選考会議メンバーの選出
- 6月 ④役員選考会議 発足  
⑤役員選考会議による理事長、理事、  
監事候補者の選考
- <定時評議員会>  
⑥ （旧）評議員会による理事、監事の選任
- <定時評議員会の終結後>  
⑦（新）評議員会発足、理事会発足  
⑧理事会において理事長の選定

### <具体的な変更点>

- 改正前は、「まず評議員の任期がスタートし、当該評議員会において理事等を選任し、理事等の任期がスタートする」という段階的な設計になっていた。
- 改正後は、任期の終期が「定時評議員会の終結の時」に固定されるため、評議員について選任はするものの任期は定時評議員会の終結の時からとしておく（改正後の②）。
- 選任された者は選任時点ではまだ評議員ではないため、理事等の選考は「次期」評議員において進めることとし（改正後の③～⑤）、当該選考結果を基に、（旧）評議員会による定時評議員会において、理事等の選任を行う（改正後の⑥）こととする。

# **(6) 決算・会計等**

## **令和7年度会計以降**



# 計算書類関係の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
会計基準		法令の定め無し	学校法人会計基準に従う (101)
会計帳簿		法令の定め無し	適時・正確に作成し、10年間保存 (102)
計算書類 (貸借対照表 及び収支計算書) ・附属明細書	作成期限 (理事会承認期限)	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> (103 II)
	定時評議員会招 集通知への添付	法令の定め無し	計算書類・監査報告の添付が必要 (105 I)
	評議員会への 報告	毎会計年度終了後2か月以 内に報告し、意見を聴く	定時評議員会で報告し、意見を聴く (105 III)
	備置き	作成の日から5年間、 各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日の一週間前の日から5年 間、主たる事務所に備え置く (106 I)</u> (従たる事務所には、写しを3年間備え置 く (※) (106 II) ) ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に 応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場 合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関 係人	大臣所轄学校法人等：何人も (149 I) 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人 (106 III・ IV)
	インターネット 等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務 (151) 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務 (137)
	電磁的記録に よる作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定 (103 III)
	保存	法令の定め無し	作成した時から10年間保存する (103 IV)

※令和7年度の決算書類から適用。(※令和6年度決算の評議員会への報告については、「2. 個別条文解説」の第103条のQ&Aを参照。)

# 財産目録等関係の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
財産目録	作成基準	法令の定め無し	学校法人会計基準に従う (107 I)
	作成期限 (理事会承認期限)	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> (107 I) ※理事会承認を要する旨は省令で規定予定
	備置き	作成の日から5年間、 各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日から5年間、主たる事務所に備え置く (107 III)</u> (従たる事務所には、写しを3年間備え置く (※) (107 IV)) ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関係人	大臣所轄学校法人等：何人も (149 II) 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人 (107 V)
	インターネット等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務 (151) 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務 (137)
	電磁的記録による作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定 (107 II)
役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿・役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準	備置き	財産目録と同様	改正後の財産目録と同様 (107・149 II・151)  ※役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿の閲覧請求に対しては、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて閲覧をさせることができる。 ※インターネット等で公表すべき情報は、省令で規定予定。
	閲覧請求権者		
	インターネット等による公表		
	電磁的記録による作成		

※施行日 (令和7年4月1日) から適用。 ※ただし、R6年度末の財産目録は従来の方法で作成予定 (R7年度末の財産目録から新会計基準を適用)。

## 計算書類に関する責任関係（会計監査人を設置しない場合）

### 理事等の責任

学校法人会計基準に準拠して**計算書類を作成**し、学校法人の経営の状況及び財政状態を**適正に表示**すること。

### 計算書類

### 監事の責任

計算書類が学校法人の財産の状況を適切に表示しているかどうかを監査すること（※）。

学校法人の**財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視**すること。

※監事の監査意見の内容については省令等で定める予定。

※※私学助成法監査を受けている場合も、私学法上の会計監査人を設置しない場合は、上記のような責任関係になります。

## 情報の備置き・閲覧・公表について

	大臣所轄学校法人等			その他の学校法人		
	備置き	閲覧	公表	備置き	閲覧	公表
寄附行為	○	○	○	○	○	努力義務
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
会計帳簿	○	▽		○	▽	
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務
役員・評議員名簿	○	○	○	○	△	努力義務
報酬等の支給基準	○	○	○	○	△	努力義務
理事会の議事録	○	□		○	□	
評議員会の議事録	○	◇		○	◇	

▽：評議員、会計監査人のみ

□：評議員、役員を追究するため裁判所の許可を得た債権者

△：評議員、債権者、在学生その他の利害関係人のみ

◇：評議員、債権者

※現行は、大臣所轄学校法人と知事所轄学校法人で区分 ※赤字は現行からの変更点

ご清聴ありがとうございました

※資料出典：文部科学省「私立学校法の改正について」（令和5年8月1日更新）抜粋